

取引相手が反社会的勢力であることが判明した場合の対処

大阪弁護士会 民暴委員会委員

ジャスティス中川法律事務所 弁護士 中 川 正 義

1 はじめに

取引相手が反社会的勢力であることが判明した場合の対処方法ですが、先ず一口に「取引相手」と言っても、様々な場面が想定されます。例えば、マンションの賃貸借契約で、後で賃借人が実は反社会的勢力であることが判明した場合、一回的な売買契約で商品を購入した場合に、後で代金の請求を受ける段階になって売主が反社会的勢力であることが判明した場合、あるいは継続的に商品を買収する契約関係にある相手方が反社会的勢力であることが分かった場合、その他にも、会社まで乗り込んできて今すぐ代金を支払えと要求されるケース、またよくある一般相談事例として、所謂ヤミ金からお金を借りて法外な返済を要求されるケースや、家族に内緒で猥褻な動画を購入したところ、購入先の業者が反社会的勢力のフロント企業で、法外な代金を要求し、支払わなければ猥褻な動画を購入したことを家族や会社に公表するぞと脅されるようなケースまで様々です。

2 具体的対処方法

次にこのような場合の具体的対処方法ですが、契約書に暴排条項があればこれに基づき契約解除、そのような条項が定められていなくても、例えば、継続的契約関係に関する信頼関係破壊論による契約解除、不当かつ脅迫的な要求が止まらなければ仮処分手続の申立て等々、様々な法的対応方法が想定されるところです。

しかし、実際には上記のような各種対応を検討する前に、反社会的勢力による暴力的、脅迫的な言動等により、弁護士等の専門家に相談できないような状態に追い込まれてしまっているといったケースが多くあります。

3 「秘密裏」かつ「迅速に」の真逆に行くこと

そこで、これだけは知っておいて頂ければと思います。すなわち、上記のようなやり方こそが反社会的勢力の常套手段だと言うことです。つまり、反社会的勢力は暴力的な勢力を背景に、「秘密裏」かつ「迅速」に、金銭を回収ないしは取引上の義務を履行させようとする傾向にあります。例えば、先ほどの最後の例であれば、猥褻な動画を購入したことを公表するぞと脅して、他に相談する機会を事実上奪って（秘密裏に）、だから直ぐに払え（迅速に）と

金銭要求を行ってくるのです。

従って、いかなるケースであっても、これと全く逆の対応を行うことが先ず非常に大切です。要するに、秘密裏にはなく「オープン」に、また迅速にはなく「時間を掛けて」対応することが大切です(例・その場で支払ったり返事をしないで、「今すぐには支払えません、弁護士や警察に相談してから対応しますので暫く時間を下さい」と回答し、実際に相談する。反社会的勢力の事務所に呼ばれても行かない。万一面談せざるを得なくなったとしても喫茶店等のオープンな場で。会社に入り込んでこられても担当者一人ではなく複数で対応する等々)。

反社会的勢力としても、たとえ脅してもリスクとの兼ね合いで経済的合理性がなければ、さっと引いてあきらめるというケースが多いと思います。従って、脅して猥褻な動画の代金を要求しても、弁護士等の専門家に相談するという回答に接した場合、そこでさっと引いてしまって収束することが殆どであり、経験上から言えばわざわざ氏名等をインターネット等で公表するという事例は少ないと考えて下さい。何故なら、公表しても一文の得にもならないからであり、逆に、弁護士等を通じた損害賠償請求等のリスクを危惧するからです。

4 まとめ（「オープンに」、「時間を掛けて」）

このように、取引相手が反社会的勢力であることが判明した場合、脅されて怖くても、直ぐには要求に応じないで、先ずは弁護士等の専門家に相談する（かつ相手にもそのように毅然と伝える）ことを推奨致します。その方が取り返しのつかない経済的損失を免れるとともに、取引相手たる反社会的勢力との不本意な“契約状態”の処理も妥当に解決、収束する可能性が高いと思料するからです。万一のときは是非ご参考に。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載